

(書式 2 - 3 - 1 1)

遺言の効力を否定した遺産分割協議書

遺産分割協議書

被相続人〇〇〇〇（大正〇〇年〇〇月〇〇日生、平成〇〇年〇〇月〇〇日死亡、本籍〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番地、最後の住所〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号）の遺産について、共同相続人妻〇〇〇〇、同長男〇〇〇〇及び同二男〇〇〇〇は、全員による協議の結果、次のとおり遺産を分割し、取得することを合意した。

なお、被相続人は、平成〇〇年〇〇月〇〇日付自筆証書遺言を残しているが、10年余の経過により、遺産の状態に変動があり、また、相続人の生活状況にも変化を生じているので、被相続人の遺志を尊重しつつ、共同相続人全員の合意により、遺言執行者の同意の上、この遺産分割協議書を作成した。

1 妻〇〇〇〇は、次の遺産を取得する。

〇〇銀行〇〇支店の定期預金 額面金〇, 〇〇〇万円

第3項の建物内住宅部分にある家財家具

2 長男〇〇〇〇は、次の遺産を取得する。

〇〇株式会会社の株式 〇, 〇〇〇株

〇〇株式会社経営〇〇ゴルフクラブ会員権（預託金〇〇〇万円）

〇〇〇〇画伯の風景画及び〇〇焼の花瓶各1

3 二男〇〇〇〇は、次の遺産を取得する。

所 在 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目

地 番 〇〇番

地 目 宅地
地 積 〇〇〇・〇〇平方メートル
所 在 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番地
家屋番号 〇〇番
種 類 居宅兼店舗
構 造 鉄筋コンクリート造陸屋根 3階建
床面積 1階 〇〇・〇〇平方メートル
2階 〇〇・〇〇平方メートル
3階 〇〇・〇〇平方メートル

前記建物内店舗部分にある事業用設備・備品・在庫商品の全て

4 二男〇〇〇〇は、母〇〇〇〇と同居し、扶養する。

5 二男〇〇〇〇は、被相続人の系譜、祭具、墳墓を承継し、祖先の祭祀を主宰する。

以上のおり、協議が真正に成立したことを証するため、この協議書を4通作成して署名押印し、各自1通を保有する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号
〇 〇 〇 〇 印

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号
〇 〇 〇 〇 印

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号
〇 〇 〇 〇 印

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号
遺言執行者 〇 〇 〇 〇 印



解説

遺言と異なる遺産分割は、共同相続人全員（包括受遺者、相続分の譲受人も含む。）の同意があれば可能とされている。

しかし、問題となるのは、遺言執行者がいる場合である。遺言執行者は相続人が遺言の内容と異なる財産処分を求めても、遺言のとおり執行することが任務である。遺言執行者がいるにもかかわらず、相続人が遺言に反して相続財産を処分した場合、その行為は無効となる（民法第1013条）。したがって、遺言と異なる遺産分割をする場合、遺言執行者の同意を得ることが必要であり、遺産分割協議に遺言執行者を参加させるのが妥当であろう。

系譜、祭具、墳墓は、相続財産には含まれず、祖先の祭祀を主宰する者が承継する。祭祀主宰者は、遺言による指定、慣習、家庭裁判所による指定で決まるが（民法第897条）、遺産分割協議の中で合意により定めることもできる。

* 遺産分割の詳細は、<https://ac-souzoku.jp/inheritance/partition-estate/> をご覧下さい。弁護士法人朝日中央綜合法律事務所